

昭和48年香川県公告第71号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる内容を同表の改正後の欄に掲げる内容に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 (1) 略</p> <p>(2) 指定区域</p> <p>坂出市のうち、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき定められた特別地域の一部の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内の用途地域（<u>平成21年坂出市告示第49号による変更後のものをいう。</u>）、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号47の区域及び内閣府所管の国有地（陸上自衛隊国分台演習場及び陸上自衛隊善通寺駐屯部隊射撃場用地）を除いた区域</p> <p>その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>1 (1) 略</p> <p>(2) 指定区域</p> <p>坂出市のうち、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき定められた特別地域の一部の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内の用途地域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号47の区域及び内閣府所管の国有地（陸上自衛隊国分台演習場及び陸上自衛隊善通寺駐屯部隊射撃場用地）を除いた区域</p> <p>その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。</p>